

電気通信紛争処理委員会運営規程の一部改正（案）について

1. 改正の趣旨

総務大臣が携帯電話等周波数の再割当てを行う場合において、新たに周波数の再割当てを受けた携帯電話等事業者が、既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置に係る協議が整わない場合に、電気通信紛争処理委員会に対して、あっせん・仲裁の申請を可能とする、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号。以下「改正電波法等」という。）が施行されたところである（令和4年10月1日）。

この施行に伴い、改正電波法等の条ずれに関して、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）の一部改正を行うこととしたい。

2. 改正案の内容

電気通信紛争処理委員会運営規程について、資料 225-2 のとおり一部改正するものである。

3. 施行期日

電気通信紛争処理委員会が決定した日

（以 上）